

猪名川町公民館登録グループに関する要項

(目的)

第1条 この要項は、学習活動を行うグループとして猪名川町公民館（以下「公民館」という。）に登録するとともに、登録したグループが自主的で健全な活動を促進するために、必要な事項を定める。

(公民館登録グループの定義)

第2条 公民館登録グループ（以下「登録グループ」という。）とは、社会教育活動の一環として、グループ活動を定期的に行い、猪名川町の公共施設等を使用するため、公民館に登録した団体のことをいう。

(登録の手続き)

第3条 公民館に登録手続きをしようとするグループは、公民館グループ登録申請書（様式1）に必要事項を記入のうえ、会則と名簿及び当該年度の事業計画及び予算書、前年度の事業報告と会計報告を添えて公民館へ提出し、教育委員会の承認を得るものとする。

2 教育委員会は、登録を承認したとき当該グループに対して、公民館グループ登録承認書（様式2）を交付する。

(登録の資格)

第4条 登録グループの登録資格は、次の各号に掲げるところとする。

- (1) 登録グループの活動目的が社会教育活動の一環として、認められること。
- (2) 登録グループ活動目的、組織運営、会費などについて定めた会則および会員名簿があること。
- (3) 登録グループ員の加入、脱会は自由とし、常に公開平等の民主的運営が行われていること。
- (4) 登録グループは原則として、6名以上で構成し、公民館を使用するときも、概ね6名以上であること。
- (5) 登録グループの代表者または代理するものは、猪名川町在住者であること。
- (6) 登録グループの構成員の過半数が猪名川町在住者であること。
- (7) 過去1年以上の実績があり、将来も継続して活動できる団体であること。

(登録の期間及び更新)

第5条 登録期間は、承認日から翌年3月31日までの1年間以内とする。

2 更新の手続きは第3条の手続きに準じ、毎年3月中に行うものとする。

(登録事項の変更および解散の届)

第6条 登録承認を受けた登録グループは、次の各号に該当する理由が生じたときは、すみやかにその旨を公民館に届けなければならない。

- (1) 登録事項を変更したとき。
- (2) 第4条に規定する登録資格を欠くに至ったとき。
- (3) 登録グループを解散したとき。

(登録の取消)

第7条 教育委員会は、次の各号に該当する登録グループに対して登録を取消す場合がある。

- (1) 虚偽の登録申請をしていたと判明したとき。
- (2) 第4条の規定を欠くに至ったと認められるとき。
- (3) 登録グループの解散届があったとき。
- (4) 公民館の禁止行為を行ったとき。

(活動内容)

第8条 登録グループの活動目的が免許や資格などの取得のためではなく、仲間づくりや習得した知識、技術を地域社会に還元することを認識して、次の各号に沿った活動内容であるものとする。

- (1) 運営については、グループ員の総意で決定すること。
- (2) グループ員相互の自主学習を基本とすること。
- (3) 地域社会の発展に寄与すること。

(代表)

第9条 グループの代表者は、グループ員の総意で選出する。

2 代表者は、グループ運営を円満に進めるように努力する。

3 代表者は、指導者（講師）や教育委員会と十分な連絡調整をとり、グループの健全育成に努める。

(指導者)

第10条 グループの指導者（講師）は、グループの総意で選出する。

2 指導者には、グループ員の相互学習の援助者として活動できる人を選定する。

3 指導者は、グループ代表者を兼務しない。

(謝礼金等)

第11条 謝礼金、材料費、会費、入会金等は、公民館の指導する範囲内で受益者負担とする。

(公民館登録グループ連絡協議会への加入)

第12条 登録グループは、公民館登録グループ連絡協議会へ加入しなければならない。

2 前項で規定する協議会は、登録グループ相互の交流と健全育成のために独自に活動を企画し、実施する。

(登録グループに対する援助)

第13条 教育委員会は、登録グループが施設を円滑に使用できるよう配慮する。

(使用回数)

第14条 登録グループの使用回数は、月4回までとする。ただし、2部屋または2区分帯に渡って使用する登録グループの場合は、協議の上減らすことがある。

(使用の変更または取り消しの届)

第15条 登録グループにおいて施設使用の変更や、取り消しがあった場合は、速すみやかに公民館に届けなければならない。

(遵守事項)

第16条 グループは施設の定める遵守事項に従わなければならない。

附 則

この要項は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成元年から実施する。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年6月1日から実施する。

公民館登録グループの定義（詳細）

1. 社会教育法に基づく、組織的な行動を自ら行い、その団体（グループ・サークル）の学習活動内容が明確であること。
2. 組織（グループ・サークル）の構成メンバーが主として猪名川町民であること。また猪名川町域を活動の拠点としていること。
3. 団体（グループ・サークル）の運営には、主体性があり、営利を目的としたものでないこと。
4. 過去1年以上の実績があり、将来も継続して活動できる団体であること。
5. 政治・宗教活動を目的としない任意団体であること。
6. その団体の活動参加について、窓口を一般町民に広げていること。また、集団活動のみでなく、町域全体へ普及啓発活動があること。
7. 規則（会則等）及び経理機能を有すること。また、団体の本拠としての事務所を有すること。
8. 公の支配に属さない団体であること。
9. 健全な自己財源をもつものであり、なかでも会員の会費等の負担度が一般的にみて高額すぎないこと。
10. 指導者がグループの代表者を兼務しないこと。また、指導料（講師料）が高額すぎないこと。